

番号：190013

国名：全世界

担当部署：農村開発部農業・農村開発第2グループ第3チーム

案件名：市場志向型農業振興にかかる広域支援促進調査（SHEPアプローチ）

### 1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務：SHEPアプローチ

(2) 格付：2～3号

(3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

(1) 全体期間：2019年3月下旬から2020年3月上旬まで

(2) 業務M/M：国内 3.7M/M、現地 2.63M/M、合計 6.33M/M

(3) 業務日数：国内作業期間 現地業務期間

74日

79日

業務	第1回国内作業	第1回現地作業	第2回国内作業	第2回現地作業	第3回国内作業	第3回現地作業	第4回国内作業	第4回現地作業	第5回国内作業	第5回現地作業	第6回国内作業	第6回現地作業	第7回国内作業	第8回国内作業	第9回国内作業	第7回現地作業	国内整理
日数	4	9	7	10	22	16	7	9	5	10	10	20	5	5	4	5	5

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出期限：3月13日(12時まで)

(4) 提出方法：

専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は

郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

(5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年3月26日(火)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針 16点

②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験 32点

②対象国又は同類似地域での業務経験 16点

- ③語学力 16点  
 ④その他学位、資格等 16点  
 (計100点)

類似業務	農業普及に係る各種調査または業務経験
対象国／類似地域	南アフリカ、エチオピア、パキスタン、バングラデシュ、マラウイ、ネパール／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし  
 (2) 必要予防接種：あり  
 黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要な国（エチオピア）への派遣も想定されるため、接種をお願いします。

## 6. 業務の背景

JICAは2014年度より、アフリカ各国技術指導者向けSHEP課題別研修を通じてSHEPアプローチ<sup>1</sup>を推進するアフリカ各国の行政官育成を図るとともに、プロジェクト実施のためのコンサルタント等日本の開発援助人材の育成のためにSHEPアプローチ演習を主軸とした能力強化研修を実施してきた。また、2015年度からは過去三回、各国広域展開状況モニタリング・促進調査を実施し、SHEPアプローチの各国での展開状況の確認を行い、SHEP演習教材の改訂、各国での展開状況の把握と留意点の取り纏めを行ってきた。右調査を通じて、英語圏のみならず仏語圏アフリカへのSHEPの活用が進み、SHEPアプローチの軸となる情報の非対称性の理論等が確立してきた。また、誰でもこれを読めばSHEPアプローチを実践できるという「普及員向けハンドブック」が開発され、これまでの調査を通じて得られた事例が数多く掲載されていることから、SHEPを初めて知る者にとっても一連の活動を理解しやすい内容となっている。SHEPアプローチ広域展開においては、各国の実情を踏まえて円滑に取り組んでいくための方策として、関連研修コースの中心に据えているSHEP演習、各国での展開状況のモニタリング、及びSHEP国際ワークショップへのフィードバックを有機的に連動させてきた。こうした人材育成やその後のモニタリングの結果、2016年8月に開催されたTICAD7サイドイベントでは、アフリカ諸国23ヶ国に同アプローチの活用が拡大しており、着実に成果が上がっていることが示されている。

引き続きJICAは、2019年8月のTICAD7において、100万人の農民にSHEPアプローチを活用した農業普及サービスを届けること（「SHEPのふつう化」）を目的に、アフリカ地域や公的機関のみならずNGOや民間企業などのアクターにもSHEPアプローチを活用してもらうことを表明する予定である。上記目標達成のためには、SHEPアプローチを理解し、実践できる多くのコア人材を国内外に効率的効果的に育成することや、これまで注力してきたアフリカ地域以外の地域にもSHEPアプローチを広めることが必要である。すなわち、今後は直接技術協力プロジェクトの裨益者とならずとも、SHEPを学ぶことができる機会の提供、アジア（特に南アジア）の小規模農家の状況に

<sup>1</sup> SHEP アプローチ：「作って売る」から「売るために作る」への意識変革を起こし、それを農家自らが実践するための農業普及手法（両プロジェクトで取り組まれた手法や考え方）。2006年からケニアで始まった小規模農家が市場に対応した栽培や営農、輸送の課題に自ら取り組めるよう、その能力強化を支援するプロジェクト「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト（Smallholder Horticulture Empowerment Project、2006年11月～2009年11月）」及びその後継プロジェクト「小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト（Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion Unit Project、2010年3月～2015年3月）」を実施する中で確立されたもの。結果として、対象農民の園芸所得向上という成果をあげ、ケニア政府はもとより USAID、IFAD 等他ドナーからも高い評価を得た。また、2013年6月に開催された TICAD V では、我が国は今後5年間にアフリカ諸国10か国で何らかの形でこの SHEP アプローチを活用してゆくこと（SHEP アプローチ広域展開）を表明した。

適したSHEPアプローチ活用方法の検討、アジアのSHEP活用のための拠点の育成が課題である。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、「6. 業務の背景」に記載の各国広域展開モニタリング・促進調査（7回実施予定）に同行し、SHEPアプローチの各国での進捗状況、成果と課題の確認及び各国ごとの特徴に応じた実践事例を収集するとともに、そこで得た最新の情報を踏まえ、SHEPアプローチ広域展開のための人材育成（アフリカ各国の行政官及び日本の開発援助人材）を目的とした課題別研修及び能力強化研修においてSHEPワークショップのファシリテーターを務める。さらに現地（南アフリカを予定）で開催するSHEP国際ワークショップにてもファシリテーターとしての役割を担う。上記モニタリングの結果について、各国での展開状況の成果や課題・留意点・教訓を整理した上で、SHEPアプローチの基本的考え方・進め方を整理して示しつつ、各国での様々な同アプローチ適用事例を踏まえた「SHEP認定テスト<sup>2</sup>」の内容案を作成する。現状に則した内容案作成のために、特に当該ハンドブックを頻繁に活用している国を調査対象国とする。なお、テストのWebページ自体はJICAが選定し、運営するため、本業務ではテストの内容案を作成する。また、上記一連の業務を通じ、SHEPワークショップ教材の改訂を行うこととする。

また、今後SHEPアプローチをアジアにおいても活用する方針であること、能力強化研修では、アフリカ地域以外の国における技術協力プロジェクトでのSHEPアプローチの活用を図ろうとするコンサルタントが多いことなどを踏まえ、各国広域展開モニタリング・促進調査の対象国は、TICAD Vの公約に基づくアフリカ地域の課題別研修対象国に限定せず、SHEPアプローチを活用した活動を行っている技術協力プロジェクトを実施中の国も含める（調査対象国は、別添に挙げた国（SHEPアプローチを活用した活動を行っている国）のうち、南アフリカ、エチオピア、パキスタン、バングラデシュ、マラウイ及びネパールを予定している）。

本業務のうち、具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 第1回国内作業期間：調査内容把握とワークプラン作成及びSHEPアプローチ広域展開モニタリング・促進調査に向けた調査事項の検討・整理（2019年4月上旬）
  - 1) 「SHEP アプローチ」にかかる既存の JICA 報告書等の文献調査、JICA 農村開発部との打ち合わせ等により、SHEP アプローチについて把握するとともに、過去の調査資料・研修教材等の調査関連資料を確認し、本業務の内容及び進め方について把握する。
  - 2) 2018年度に、関連の課題別研修及び能力強化研修の一環として実施したSHEPワークショップについて、両ワークショップ実施者（JICAより紹介予定）及びJICA農村開発部に、その開催手順・内容・留意点を確認する。
  - 3) 本業務ワークプラン案を作成し、JICA農村開発部の確認を経て必要に応じて追記・修正のうえ、最終化する。
  - 4) SHEPアプローチ広域展開モニタリング・促進調査にかかる調査対象国／技術協力プロジェクト（調査候補国は上述の通り）におけるSHEPアプローチ活用状況について、情報収集を行い、調査対応方針を検討する。
  - 5) 上記対応方針に基づき、現地調査日程及び業務内容の検討に協力する。
  - 6) 必要に応じ、対処方針会議、勉強会等に参加する。

- (2) 第1回～第6回現地派遣期間：本派遣期間において予定される調査対象国、調査実施時期、及び調査内容は以下の通りであるが、受入国の事情により変更となる可能性があり、最終的な調査対象国及び調査実施時期は、JICA農村開発部が本業務従事者と相談の上、決定する。

	調査対象国（予定）	想定時期	内容
第1回	パキスタン	2019年4月上旬	アジアにおけるSHEP活用に向けた

<sup>2</sup> SHEP 認定テストとは、SHEP アプローチを活用する各国行政官及び普及員等を対象に、本アプローチの理解度を確認し、SHEP 指導者として適切かどうかを判断する Web テスト。主に、一昨年前に作成した「普及員向けハンドブック」の内容をもとにする。

			ワークショップ開催（技協案件向け）
第2回	マラウイ	2019年4月下旬～5月上旬	SHEP認定テスト作成のための調査
第3回	ネパール	2019年6月上旬～6月下旬	SHEP案件終了時評価及びアジアにおけるSHEP活用に向けた調査
第4回	バングラデシュ	2019年6月下旬～7月上旬	アジアにおけるSHEP活用に向けた調査（円借款案件含む）
第5回	南アフリカ	2019年7月中旬～7月下旬	SHEP認定テスト作成のための調査
第6回	エチオピア	2019年9月	SHEP認定テスト作成のための調査及び実施中SHEP案件の進捗確認調査
第7回	南アフリカ	2019年2月下旬	SHEP国際ワークショップ開催

1) 調査対象国への現地視察・関係者ヒアリングを通じて、各国でのSHEPアプローチ実践状況について情報収集を行い、現状を把握するとともに、調査対象国におけるSHEPアプローチ実践状況・留意点・教訓等を取り纏める。なお、上記を通じて、「SHEP認定テスト」(案)を作成、農村開発部やSHEP案件の専門家と意見交換の上修正し、提出する。

2) 第3回ネパールにおいては、アジアで唯一SHEPを活用した案件である当該案件の終了時評価の評価団員として参团し、当該業務及び今後のアジアのSHEPアプローチ活用に向けた提言をまとめる。通常の終了時評価業務と同様、下記の業務を行う。

(a) 国内準備期間

- ① 既存の文献、報告書等をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目に対応した調査項目とデータ収集方法、調査方法を検討し、監督職員とも協議のうえ、評価グリッド(案)（和文・英文）を作成し、JICA農村開発部に提出する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他ネパール側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成し、内容の確認を得る。質問数は最小限にすること。確認を得た質問は、ネパール事務所を通じネパール関係者に事前配布を行う。
- ④ 対処方針会議等に参加する。

(b) 現地派遣期間

- ① JICAネパール事務所（以下、事務所）等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本終了時評価調査の評価手法について説明を行う。
- ③ ネパール側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に事務所を通じて配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データ収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。特に、成果が発現されている活動、進捗が遅れている活動についてその要因を分析する。
- ⑤ 単独で調査を行う場合は、ヒアリング結果や調査の進捗状況を日本語で簡単にとりまとめ、随時他団員と共有する。
- ⑥ 国内準備ならびに上記③及び④でえられた結果をもとに、他の調査団員及びネパール側C/P等とともに評価を行い、終了時評価調査報告書(案)（和文・英文）の取りまとめを行う。
- ⑦ 調査結果や他団員及びネパール側C/P等からのコメント等を踏まえたうえで、必要に応じてPDM及びPOの修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑧ 評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえた最終版（和文・英文）を作

- 成する。
- ⑨ 協議議事録（M/M）作成に協力する。
- ⑩ 現地調査結果の事務所等への報告に参加する。
- (c) 帰国後整理期間
- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ② 帰国報告会に出席する。
- ③ 終了時評価調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。
- 3) 第6回エチオピアにおいては、SHEP 認定テスト作成のための調査に加え、これまでプロジェクトによって実施された、1 年次及びパイロットフェーズ対象グループに対して行われたインパクト調査結果の総合的な分析、また必要に応じ追加的な聞き取り調査などを通じて、プロジェクト介入によるインパクトを把握、分析し、教訓及び優良事例等を抽出し、3 年次以降のプロジェクト介入への提言を取りまとめることを目的としている。後者の具体的事項は次のとおり。
- (a) 国内準備期間
- ① Ethio-SHEP の活動実施状況及びプロジェクトによって実施された1 年次インパクトアセスメント報告書、農家への聞き取り調査資料、Ethio-SHEP プロジェクト関連資料また他アフリカで実施されている SHEP プロジェクトの関連資料の収集、整理、分析を行う。
- ② 上記①の分析結果をもとに、現地派遣全期間における業務方針・方法等について記述したワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA 農村開発部に提出する。
- (b) 現地業務期間
- ① MoA、JICA エチオピア事務所及び Ethio-SHEP にワークプランを提出し、内容の確認を行うとともに、必要に応じて活動計画を修正する。
- ② 上記活動計画を基に、C/P 及び専門家チームと協働で、現地において、プロジェクト専門家、CP、農家を対象とした聞き取り調査、コンサルテーションを実施する。
- ③ 上記のプロセスを通じて、1 年次及びパイロットフェーズ対象グループにおけるプロジェクトインパクトを総合的に評価し、また教訓及び優良事例などを抽出し、3 年次以降のプロジェクト活動に対する提言として取りまとめる。
- ④ 上記①～③を踏まえ現地業務結果報告書（英文）を作成し、MoA、JICA エチオピア事務所、Ethio-SHEP 及び JICA 農村開発部に提出する。
- (c) 帰国後整理期間
- 上記（1）及び（2）の活動を踏まえ専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA 農村開発部へ提出し、活動結果に関する報告を行なう。
- 4) 調査結果については、各回調査終了時に、JICA調査対象国事務所に報告する。

(3) 第2回～第9回国内作業期間：SHEPアプローチ広域展開モニタリング・促進調査1～6結果の詳細分析及び報告書取り纏め、SHEPワークショップへのファシリテーターとしての参加及び次回SHEPアプローチ広域展開モニタリング・促進調査に向けた調査事項の検討と整理を行う。予定される作業実施時期及びSHEPワークショップへのファシリテーター対応が求められる研修名・実施場所・人数は以下の通り。

国内作業期間（時期）	研修名	研修実施場所 ／参加人数	研修予定時期
第2回国内作業期間 (2019年4月中旬)	-	-	-
第3回国内作業期間 (2019年5月上旬～6月上旬)	課題別研修「アフリカ地域市場志向型農業振興（行政官）(A)」コース	JICA 関西／最大20人	2019年5月中旬～下旬（計5日間）
	課題別研修「アフリカ地	JICA つくば／	2019年5月中旬

	域市場志向型農業振興 (普及員)コース	最大20人	(2日間)
	-	-	-
第4回国内作業期間 (2019年6月中旬～6月下旬)	-	-	-
第5回国内作業期間 (2019年7月上旬)	-	-	-
第6回国内作業期間 (2019年7月下旬～8月上旬)	-	-	-
第7回国内作業期間 (2019年10月)	-	-	-
第8回国内作業期間 (2019年11月中旬～11月下旬)	課題別研修「アフリカ地 域市場志向型農業振興 (行政官)(B)」コース	JICA関西／最 大20人	2019年11月下旬 (計5日間)
第9回国内作業期間 (2019年12月中旬～12月下旬)	能力強化研修「市場志向 型農業(SHEP推進)コー ス」	JICA市ヶ谷／ 約20人	2019年12月17日 ～20日(4日間)

1) (2)の各回SHEPアプローチ広域展開モニタリング・促進調査で収集したインタビュー結果・事例をもとにより詳細な分析を行い、結果を取り纏めて報告書を作成する。

2) JICA農村開発部との打合せに出席し、上記(3)1)で作成した調査報告書を元として、報告する。

3) 上記(3)1)で作成した調査報告書を元として、SHEPワークショップ演習教材を改訂する。

4) 課題別研修／能力強化研修の一環として実施するSHEPワークショップに、演習ファシリテーターとして参加する。なお、同ワークショップにおける演習ファシリテーターの役割は以下を想定。なお、課題別研修は英語、能力強化研修は日本語で行う。

a 演習教材を用いた参加者向け演習の進め方の説明

b aに基づき行われる参加者向け演習へのファシリテーション(議事進行、演習結果・参加者意見の取り纏め等)

5) 4)を踏まえ、次回以降のSHEPワークショップを実施する際の留意点及び改善提案(演習教材の改訂を含む)を取り纏める。

6) (2)の次回SHEPアプローチ広域展開モニタリング・促進調査にかかる調査対象国(予定される各回調査の対象国は(2)の表の通り)におけるSHEPアプローチ活用状況について、情報収集を行い、調査対応方針を検討する。

7) 上記対応方針に基づき、現地調査日程及び業務内容の検討に協力する。

8) 必要に応じ、対処方針会議、勉強会、報告会等に参加する。

(4) 第7回現地作業期間：SHEP国際ワークショップ開催支援(2020年2月下旬)

本業務は、2020年2月下旬に実施することを想定しているものの、受入国(南アフリカを予定)の事情により、調査実施時期が変更となる可能性がある。最終的な調査対象国及び調査実施時期については、JICA農村開発部が決定する。なお、参加者の招聘等はJICAが行う。

1) 対象国において、JICAが開催するSHEP国際ワークショップ(課題別研修参加者を含む各国でのSHEPアプローチ実践に携わる行政官を招集し、SHEPアプローチの更なる理解促進及び各国での実践状況・経験共有を図る場)に、ファシリテーターとして、国内作業におけるSHEPワークショップ開催時と同様の役割を担う。

2) 担当分野に係る現地調査結果をJICA調査対象国事務所に報告する。

(5) 国内整理期間：SHEPアプローチ広域展開モニタリング・促進調査の結果取り纏め・報告

(2020年3月上旬)

- 1) (4)で収集したインタビュー結果・事例をもとにより詳細な分析を行い、結果を取り纏めて報告書を作成する。
- 2) 帰国報告会、国内打ち合わせに出席し、担当分野に係る(4)の調査結果を報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(2)～(6)とする。いずれも電子データをもって提出することとする。

### (1) ワークプラン(和文)

記載項目は以下のとおり

- 1) 業務の進め方
- 2) スケジュール

### (2) SHEPアプローチ広域展開モニタリング・促進調査1, 2, 4, 5にかかる報告書(和文)

各回の調査終了ごとに、同調査結果を踏まえたSHEPワークショップを実施する際の留意点及び改善提案(演習教材の改訂を含む)或いは調査対象国におけるSHEPアプローチ実践にかかる留意点・教訓等を報告書として取りまとめる。

### (3) SHEPアプローチ広域展開モニタリング・促進調査1～7結果に基づくプレゼン資料(和・英文)

SHEPアプローチ広域展開にかかるJICA内外向け進捗報告やSHEPアプローチ広域展開のための課題別研修・能力強化研修時に活用可能なプレゼン資料(パワーポイント)形式にて取りまとめる。

### (4) ネパール終了時評価に係る報告書

- 1) 評終了時評価調査報告書(英文)
- 2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文)
- 3) 終了時評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

### (5) SHEPアプローチ広域展開モニタリング・促進調査3にかかる現地業務結果報告書(和文・英文)及び専門家業務完了報告書(和文)

### (6) 「SHEP認定テスト」原案(英文)

第2, 3, 5, 6回現地派遣結果を元として、各国での展開状況の成果や課題・留意点・教訓を整理した上で、SHEPアプローチの基本的考え方・進め方を整理して示しつつ、各国での様々な同アプローチ適用事例を踏まえた「SHEP認定テスト」の内容案を作成する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

### ・ 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び現地業務における日当・宿泊料等は契約に含めず、JICAから別途支給する。(見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載すること。)

また、国内作業時の課題別研修等に参加する際の旅費・交通費等も、JICAから別途支給する。

現地調査対象国に関し、一般管理費等率の上限に10%加算を認める国が対象となる場合には、別途契約変更にて対応する。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現在想定されている各次現地派遣期間及び派遣日数の割り振りは現時点での計画であり、今後現地調査対象国側の受入状況に応じ本業務従事者及びJICA間の協議により詳細派遣計

画を決定していきます。

② 現地での業務体制

基本的に、本業務従事者が単独で現地調査を行います。場合により、JICAの調査団員も本業務従事者と同時期に現地調査を行う可能性があります。この場合、本業務に係る調査団構成は、以下を予定しています。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 計画・管理 (JICA)
- ウ) SHEPアプローチ (コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA各国事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舎手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上  
なし。英語を公用語としない地域への調査時には必要に応じ通訳を手配します。
- オ) 現地日程のアレンジ  
JICAがアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供  
なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部 (農業・農村開発第 2 グループ第 3 チーム、連絡先 : 03-5226-8437、[Goto.Risa@jica.go.jp](mailto:Goto.Risa@jica.go.jp)、担当者 : 後藤理沙) より電子データにて入手可能です。

- ① ケニア共和国小規模園芸農民組織強化計画プロジェクトを事例とした市場志向型農業開発プロジェクト実施に係る情報収集・確認調査報告書
- ② SHEP アプローチ概要と広域展開 (パワーポイント資料)
- ③ アフリカ地域市場志向型農業振興にかかる広域支援促進調査 (2017 年度第 1 回目調査 : 南ア・リンポポ)
- ④ アフリカ地域市場志向型農業振興にかかる広域支援促進調査 (2017 年度第 2 回目調査 : ジンバブエ)
- ⑤ アフリカ地域市場志向型農業振興にかかる広域支援促進調査 (2017 年度第 3 回目調査 : ネパール)
- ⑥ アフリカ地域市場志向型農業振興にかかる広域支援促進調査 (2017 年度第 4 回目調査 : 南ア KZN 州・レソト)
- ⑦ アフリカ地域市場志向型農業振興にかかる広域支援促進調査 (2017 年度第 5 回目調査 : マラウイ)
- ⑧ アフリカ地域市場志向型農業振興にかかる広域支援促進調査 (2017 年度第 6 回目調査 : 南ア編集会議)
- ⑨ アフリカ地域市場志向型農業振興にかかる広域支援促進調査 (2017 年度第 7 回目調査 : 南アフリカワークショップ)
- ⑩ 普及員向けハンドブック

⑪本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス ([prtm1@jica.go.jp](mailto:prtm1@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料 : 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」



及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①ワークショップや研修等におけるファシリテーション業務の経験は必須とします。
- ②業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、各国調査対象国（南アフリカ、エチオピア、パキスタン、バングラデシュ、マラウイ及びネパールを予定）の JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ⑤本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上

別添：2018年度 SHEP アプローチ広域展開対象国及び SHEP アプローチのコンセプトを  
活用している技術協力プロジェクト

2018年度 SHEPアプローチのアフリカ広域展開対象国（SHEPアプローチ広域展開のために設置されたアフリカ各国技術指導者向けの課題別研修対象予定国）及びその他地域におけるSHEPアプローチのコンセプトを活用している技術協力プロジェクト

英語圏アフリカ	<p>ケニア、ルワンダ、南アフリカ共和国、ナミビア、レソト、ジンバブエ、ウガンダ、エチオピア、ガーナ、ザンビア、スーダン、タンザニア、マラウイ、エジプト、南スーダン、ナイジェリア及びモザンビーク</p> <p>※</p> <p>※モザンビークについてはポルトガル語が公用語であるが、本課題別研修では英語での対応が可能な人材を受け入れているところ、英語圏アフリカとしてここでは整理する。</p>
仏語圏アフリカ	セネガル、ニジェール、マダガスカル及びブルキナファソ
その他地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネパール国シンズリ道路沿線地域商業的農業促進プロジェクト</li> <li>・エルサルバドル国東部地域野菜農家収益性向上プロジェクト（終了）</li> <li>・パレスチナ自治区市場志向型農業のための農業普及改善プロジェクト</li> </ul>